

職員の給与に関する報告及び勧告

平成19年9月

川崎市人事委員会



19川人委調第237号
平成19年9月11日

川崎市議会議長 鏑木茂哉様
川崎市市長 阿部孝夫様

川崎市人事委員会
委員長 日野原 守

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」（昭和32年川崎市条例第29号）適用の職員（11,141人、平均年齢43.0歳）の平均給与月額は419,769円（給料351,227円、扶養手当10,126円、地域手当44,157円、その他14,259円）となっている。

これら職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表(1)の適用職員（6,464人、平均年齢42.4歳）の平均給与月額は422,519円（給料352,686円、扶養手当8,530円、地域手当44,501円、その他16,802円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（1～60ページ）参照】

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院及び神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の445事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者について、役職、学歴、年齢別に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第23表（62～78ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果の概要は次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒201,923円、短大卒175,318円、高校卒161,810円となっている。

【参考資料第11表（63ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（64～73ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で51.2%、高校卒で19.5%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうちで初任給が増額となっている事業所は、大学卒で40.6%（昨年26.8%）、高校卒で31.2%（同33.3%）となっている。

【参考資料第13表（74ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は76.6%であり、その平均支給月額は配偶者15,661円、配偶者と子1人の場合22,364円、配偶者と子2人の場合28,455円となっている。

【参考資料第14表（74ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は71.8%であり、そのうち借家・借間居住者に対して支給している事業所は97.7%、自宅居住者に対して支給している事業所は81.7%となっている。

【参考資料第15表（75ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 of 4.52月分相当となっている。

【参考資料第16表（75ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.2%（昨年19.1%）と、大幅に昨年を上回っているのに対し、ベースアップを中止した事業所の割合は8.5%（同12.7%）と、昨年を下回っている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は76.8%（昨年83.2%）となっており、昨年に比べて減少している。

【参考資料第17表・第18表（75・76ページ）参照】

(8) 年俸制の導入状況

参考資料第19表に示すとおり、年俸制を導入している事業所は、課長級では22.8%、部長級では28.0%となっている。

【参考資料第19表（76ページ）参照】

(9) 昇給制度の状況

参考資料第20表に示すとおり、一般の従業員について昇給制度を設けている事業所は85.4%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は87.6%となっている。

【参考資料第20表（76ページ）参照】

(10) 冬季賞与の配分状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分状況については、課長級においては考課査定分が48.6%となっているのに対し、一般の従業員においては考課査定分が36.6%となっている。

【参考資料第21表（77ページ）参照】

(11) 雇用調整の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、11.8%となっている。雇用調整の措置内容としては、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換（4.1%）、部門の整理・部門間の配転（3.9%）、採用の停止・抑制（3.6%）の順になっており、希望退職者の募集（3.0%）、賃金のカット（0.8%）といった厳しい措置も引き続き実施されている。

【参考資料第22表（77ページ）参照】

(12) 所定労働時間の状況

事務・管理部門の平均所定労働時間等は、参考資料第23表に示すとおりとなっている。

【参考資料第23表（78ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

なお、民間給与との比較方法については、昨年の勧告から、民間企業従業員

の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めること等を行ったところであり、また、本年は、給料表の職務の級の見直しを行ったことに伴い、比較における対応関係を整理することとした。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

項 目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差
			a - b (a - b) / b × 100
行政職給料表(1)関係	418,363	417,986	377 (0.09%)

(注) 本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

総務省の本年4月における消費者物価指数は、全国では昨年4月と同水準となっており、本市では昨年4月に比べ0.1%増加している。

本委員会が同省の家計調査及び全国消費実態調査を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で122,540円、2人世帯で236,130円、3人世帯で264,320円、4人世帯で292,510円となっている。

【参考資料第24表・第25表(79～81ページ)参照】

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その内容は、おおむね次のとおりである。

1 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給

ア 俸給表

初任給を中心に若年層に限定した改定（中高年齢層は据置き）

イ 扶養手当

民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮

子等に係る支給月額を500円引上げ（6,000円→6,500円）

ウ 地域手当

地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が6%以上の地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定（本年度分として0.5%の引上げを追加）

【実施時期】 平成19年4月1日

(2) 期末・勤勉手当等

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.5月分

【実施時期】 公布日

(3) その他の課題

ア 住居手当

自宅に係る住居手当の廃止も含め見直しに着手

イ 非常勤職員の給与

給与の実態把握に努めるとともに、職務の実態に合った適切な給与が支給されるよう、必要な方策について検討

なお、非常勤職員の問題は、その位置付け等も含めた検討が必要

2 給与構造改革（平成20年度において実施する事項）

(1) 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設（平成20年4月1日実施）

ア 俸給

専門スタッフ職俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用し、3級構成。各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎

イ 諸手当

専門スタッフ職職員には、俸給の特別調整額を支給しないほか、2級、3級職員について、超過勤務手当等の適用を除外

専門スタッフ職調整手当は、3級職員のうち、極めて高度の専門的な知識経験等を利用して遂行することが必要な特に重要で特に困難な業務に従事する職員に支給（俸給月額 \times 100分の10）

ウ 勤務時間

専門スタッフ職職員の勤務時間について、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁の長が割り振る弾力的な仕組みを導入

(2) 地域手当の支給割合の改定等

ア 地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定

イ 今後とも、昇給・勤勉手当における勤務実績の給与への反映を一層推進

3 公務員人事管理に関する報告

(1) 新たな人事評価制度の導入 ～能力・実績に基づく人事管理の推進～

ア 人事評価の枠組みについて、フィードバック、苦情処理等を含め更に検討

イ 評価結果の任免、給与、育成への活用方法について基本的考え方を提示

(2) 専門職大学院等に対応した人材確保 ～人材供給構造変化への対応～

有為の人材確保には、行政官の役割明確化、仕事の魅力の発信、人材供給源の開拓等が必要

(3) 新たな幹部要員の確保・育成の在り方 ～キャリア・システムの見直し～

ア ①「採用時1回限りの選抜」によらない公平で効果的な能力・実績に基づく選抜、②行政課題に機動的に対応できる幹部要員を訓練育成する仕組みの構築につき、広く合意の形成が必要

イ 幹部に求められる資質・適性、人材誘致に有効な訓練機会、幹部要員の選抜方法などにつき、検討が必要。当面Ⅰ種における選抜強化、Ⅱ・Ⅲ種の登用促進が重要

(4) 官民交流の拡大

ア 交流拡大は、組織の活性化や閉鎖性を見直す上で重要。具体的推進策は、その意義・目的を明確にした上で、職業公務員との役割分担や公正性の確保に留意しつつ検討することが重要

イ 公募制には、部内育成との適切な組合せや公正な能力検証が重要

(5) 退職管理 ～高齢期の雇用問題～

平成25年度から無年金期間が生じることを踏まえ、民間同様、65歳までの雇用継続を前提に、定年延長、再任用の義務化等について、処遇の在り方等の問題も含め研究会を設けて総合的に検討

(6) 労働基本権問題の検討

公務員の職務の公共性や地位の特殊性、財政民主主義との関係、市場の抑止力との関係、国民生活に与える影響等について検討が必要

(7) 勤務時間の見直し

来年の勧告を目途に、勤務体制等の準備を行った上で民間準拠を基本として勤務時間を見直し

(8) 超過勤務の縮減

在庁の実態を踏まえ、府省ごとに在庁時間の縮減目標を設定するなど政府全体の計画的な取組が肝要。超過勤務手当予算の確保が必要。弾力的な勤務時間制度等の導入を検討

(9) その他

ア 採用試験年齢要件を検討、女性の採用登用を推進、米国政府への実務体験型派遣研修を新設

イ テレワーク（在宅勤務）の前提としての勤務時間制度の在り方等について研究会を設けて検討

ウ 職場における心の疾病の早期発見のための方策の検討、「職場復帰相談室」等の拡充

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 給料表及び扶養手当

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を377円（0.09%）下回っており、当該較差の解消を図るため、次のとおり措置する必要がある。

ア 給料表

本年の人事院勧告においては、俸給表については、若年層に限定して改

定を行い、中高年齢層については改定を行わないこととしたところであるが、本市においても、この趣旨を勘案して、給料表の改定を行うことが適当である。

以上のことから、行政職給料表(1)については、若年層に限定して引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行う必要がある。

なお、特定任期付職員給料表については、本年の給料表改定が若年層に限定したものであることから改定を行わないこととする。

イ 扶養手当

扶養親族である子等に係る扶養手当（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る扶養手当を除く。）については、民間事業所における支給状況及び人事院勧告の趣旨を考慮し、引き上げる必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（4.52月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45月分）を上回っていることから、期末・勤勉手当の支給月数について引き上げる必要がある。

7 新たな給与制度

(1) 制度の着実な実施

本委員会は、昨年勧告時において、平成18年度から実施された国の給与構造改革の仕組みを基本とした上で、適正な評価に基づく勤務実績の給与への反映や、職務内容に合った給与水準とするための給料表の見直しを内容とする給与制度を構築することについて言及するとともに、平成19年度から実

施する措置について、勧告を行ったところである。

新たな給与制度は、計画的に実施に移されており、具体的には、本年4月1日から給料表水準の引下げ、級構成の見直し、号給の4分割、地域手当の支給割合の改定等を行ったところであり、また、勤務実績の勤勉手当への反映については、本年6月期の勤勉手当から実施されたところである。

今後とも、新たな給与制度の着実な実施に向けた取組を推進していく必要がある。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合については、平成19年度から12%に改定されたが、今後、国や他都市の状況を注視しながら、地域手当の在り方について、調査、研究を進めていくこととする。

8 人事管理に関する課題

(1) 多様で有為な人材の確保

本市の採用試験においては、民間企業の採用拡大や少子化による受験年齢人口の減少などのため応募が減少し、人材を確保する上で厳しい状況が生じている中、各種広報や就職説明会などを通じて、積極的な募集活動に取り組んでいるところである。

今後は、引き続き受験者確保に向けた取組を強化するとともに、公務に対する意欲の高い人材の確保に努めることとする。

(2) 能力・実績に基づく人事管理

ア 人事評価制度の着実な運用

平成18年度から導入された本市の新たな人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を進めるための基盤となるものであり、かつ、人材育成、

任用、給与等に活用していく上で重要な役割を果たすものである。

任命権者においては、能力評価の評価指標に関する記載内容の見直しを行うなど、評価基準の明確化に取り組んでいる。評価の公正性を担保し、評価に対する職員の信頼性・納得性を高め、人事評価制度の適正な運用を確保するためには、評価者である管理監督者の役割が重要であることから、評価者研修などを引き続き実施する中で、指導力やコミュニケーション能力など、評価者としての能力の向上を図る必要がある。

また、評価やその結果に基づく措置についての職員の苦情や不服については、評価の客観性・公平性を高めるためにも、引き続き適切な対応を図ることが必要である。

イ 人材の育成

(ア) 若手職員の育成

これからの公務員は、高い気概や使命感及び倫理観に加え、幅広い視野や洞察力、高い専門性を備える必要があり、若手職員を長期的視点に立って計画的に育成していかなければならない。そのためには、従事する職務を通じた指導育成が重要であり、多様な職務経験を積める計画的な人事配置を行うとともに、職員が互いに学びあうことができる職場環境づくりにそれぞれの職場で取り組んでいく必要がある。

(イ) 民間企業等への職員派遣研修

民間企業等への職員派遣研修は、民間の経営感覚やコスト意識の習得と、幅広い経験を得ることによる職員の意識改革を図る上で、有効な手段である。今後もこうした研修を活用し、民間の経営感覚等を身に付けた職員の新しい発想が公務に取り入れられるよう期待する。

(ウ) 複線型人事制度

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、職員の専門的な知識や経験、能力等を効果的に発揮できる仕組みが必要であ

る。この観点から、職務に対する職員の適性と職員自らのキャリアプランを前提とした専門性等を重視した人事コースを整備し、複線型の人事制度の導入について検討する必要がある。

(3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮については、これまでも時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進等の取組を行っているところであるが、引き続きこうした取組を推進していく必要がある。

時間外勤務の縮減のためには、職員一人ひとりが時間管理意識、コスト意識を持って事務の簡素化・効率化を積極的に進める必要がある。特に、管理職員には、勤務時間の適正な管理と時間外勤務の縮減が重要な職責であることを認識し、所掌する事務・事業内容の的確な把握や職員との意思の疎通を図り、業務管理能力を十分に発揮することが求められる。

また、年次有給休暇の取得促進のためには、管理職員が率先して取得に努め、年次有給休暇を取得しやすい職場環境を作ることが重要である。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援

ア 多様な勤務形態の導入

職員の職業生活と家庭生活の両立支援という観点から、職場環境の整備を図ることが重要な課題となっている。

本市では、平成17年3月に「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定し、現在は、当該計画の実施状況を踏まえ、平成20年4月を目途に見直しを進めているところである。見直しに当たっては、育児休業中の職員及び育児休業から復帰した職員に対する支援の充実、育児休業に伴う任期付職員の採用等を検討しており、本委員会としても、育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の充実が重要と考える。

また、フレックスタイム制等の勤務時間制度について、国等の動向を見ながら検討を進める必要がある。

イ 育児短時間勤務制度

国は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、育児短時間勤務制度を導入したところである。

地方自治体においても、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され育児短時間勤務制度が設けられたところである。この制度は、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるものであり、本市においても、制度化を図っていく必要がある。

(5) 女性職員の登用の拡大

本市では、平成16年4月に策定された「川崎市人材育成基本計画」において、女性職員の登用について課題と取組が示され、本年6月に策定された「第2次川崎市人材育成基本計画」の中で、女性人材の育成・活用を重点項目として掲げているところである。

女性職員の登用の拡大を推進するためには、女性が働きやすい職場環境の整備について引き続き取り組んでいく必要がある。前述した多様な勤務形態の導入もそのための有効な手法の一つとして期待される。

管理職員として能力を発揮するためには、まず管理職候補として十分な実績と経験を積む必要があることから、課長補佐及び係長級の女性職員を対象とした人材育成を積極的に行っていくことが重要である。また、女性人材育成の観点から、メンター（自分の経験を基に助言する先輩）制度の導入についても検討を進める必要がある。

(6) メンタルヘルス対策

本市においては、平成17年6月に「川崎市職員メンタルヘルス対策実行計

画」を策定し、一貫してメンタルヘルス対策に取り組んでいるところであるが、依然として「精神及び行動の障害」を理由に長期療養している職員の数は増え続けており、平成18年度には、長期療養者に占める「精神及び行動の障害」の割合が50%を上回ることとなった。

今後は、予防を重視した対策として、職員、管理監督者それぞれの研修の充実やセルフケアの推進、職員の意向や適性に配慮した人事配置の実施などについて、引き続き取り組んでいく必要がある。

(7) 公務員倫理の確保

行政に対する市民の信頼を確立するためには、高い公務員倫理と厳正な服務規律の確保が不可欠である。

任命権者においては、不祥事の根絶と適正な公務運営の確保に向けて、日ごろから職員に対する注意喚起をされているが、今後とも、職場での指導や職員研修などあらゆる機会を通じて、公務員倫理の確保に取り組む必要がある。

職員にあっては、一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚と責任を持って、市民の期待と信頼に応えられるよう、職務に精励することを要望する。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して決定する方式として定着している。

本委員会は、今後とも、地域民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、給料表の明示について検討をし、勧告内容の一層の充実に努めるなど市民に対する説明責任を全うすることで、中立的・専門的な第三者機関としての役

割を適切に果たしていくこととする。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための給料及び扶養手当の引上げや、期末・勤勉手当の引上げを行うことを内容とするものとなった。

職員の給与を人事委員会の勧告により決定する仕組みは、市民からの支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定及び人材の確保等による公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考える。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

行政職給料表 (1) については、本市における民間給与との均衡及び報告に述べた趣旨を考慮するとともに、国及び他都市の動向を勘案して引上げ改定を行うこと。

行政職給料表 (1) 以外の給料表については、行政職給料表 (1) との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこと。

2 諸手当

(1) 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当（職員に扶養親族でない配偶者があ
る場合又は職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る扶養手当を除く。）につい
ては、民間事業所における支給状況を考慮するとともに、国及び他都市の動
向を勘案して引上げ改定を行うこと。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所における支給状況を考慮するとと
もに、国及び他都市の動向を勘案して引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)につい
ては、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

第1部 職員の給与等の実態

第1表	給料表別平均給与月額	1
第2表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	2
第3表	給料表別、学歴別及び性別人員分布	3
第4表	給料表別、年齢別人員分布	4
第5表	給料表別、勤続年数別人員分布	6
第6表	給料表別、級別及び号給別人員分布	8
第7表	扶養手当の支給状況	57
第8表	住居手当の支給状況	59
第9表	管理職手当の支給状況	60

第2部 民間給与等の実態

	平成19年職種別民間給与実態調査の概要	61
第10表	産業別、企業規模別調査事業所数	62
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	63
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	64
第13表	民間における初任給の改定状況	74
第14表	民間における家族手当の支給状況	74
第15表	民間における住宅手当の支給状況	75
第16表	民間における特別給の支給状況	75
第17表	民間における給与改定の状況	75
第18表	民間における定期昇給の実施状況	76
第19表	民間における年俸制の導入状況	76
第20表	民間における昇給制度の状況	76
第21表	民間における冬季賞与の配分状況	77
第22表	民間における雇用調整の実施状況	77
第23表	民間における所定労働時間の状況	78

第3部 労働経済指標

第24表	費目別、世帯人員別標準生計費	79
第25表	労働経済指標	80

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他			合計
				住居手当	管理職手当	初任給調整手当	
行政職給料表(1)	352,686	8,530	44,501	7,176	9,626	—	422,519
行政職給料表(2)	332,847	13,262	41,533	7,320	—	—	394,962
医療職給料表(1)	483,252	8,645	69,023	8,283	83,293	158,538	811,034
医療職給料表(2)	344,414	4,063	42,324	6,434	4,223	—	401,458
大学教育職給料表	406,859	4,410	50,101	7,441	6,238	1,776	476,825
高等学校教育職給料表	430,376	12,765	53,586	7,536	3,410	—	507,673
幼稚園教育職給料表	444,928	3,490	54,454	7,560	5,370	—	515,802
消防職給料表	349,303	14,538	44,096	7,467	3,623	—	419,027
全給料表 (企業職を除く。)	351,227	10,126	44,157	7,219	6,623	417	419,769

(注) 1 数値については、平成19年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 行政職給料表(2)の給料には「調整額」を、高等学校教育職給料表、幼稚園教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

(参 考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	334,228	11,283	41,909	7,171	3,424	9,808	407,823
全給料表 (企業職を含む。)	347,994	10,346	43,730	7,210	6,009	2,204	417,493

(注) 企業職給料表(水道・交通・病院)は、水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区分 給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,464	42.4	19.7
行政職給料表(2)	2,228	44.4	15.8
医療職給料表(1)	29	47.3	9.1
医療職給料表(2)	582	42.9	17.6
大学教育職給料表	29	43.4	4.8
高等学校教育職給料表	390	46.1	13.9
幼稚園教育職給料表	20	51.8	28.4
消防職給料表	1,399	42.3	20.7
合 計	11,141	43.0	18.7

(参 考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,617	41.3	15.7
企業職を含めた総合計	13,758	42.7	18.1

第3表 給料表別、学歴別及び性別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数				性別職員数	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表(1)	6,464	4,005	1,385	1,069	5	4,137	2,327
行政職給料表(2)	2,228	226	218	1,469	315	1,648	580
医療職給料表(1)	29	29	0	0	0	18	11
医療職給料表(2)	582	401	153	27	1	116	466
大学教育職給料表	29	25	4	0	0	5	24
高等学校教育職給料表	390	362	12	15	1	298	92
幼稚園教育職給料表	20	2	18	0	0	0	20
消防職給料表	1,399	653	138	602	6	1,361	38
合計	11,141	5,703	1,928	3,182	328	7,583	3,558

構成比	100.0%	51.2%	17.3%	28.6%	2.9%	68.1%	31.9%
-----	--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,617	813	824	809	171	1,687	930
企業職を含めた総合計	13,758	6,516	2,752	3,991	499	9,270	4,488

構成比	100.0%	47.4%	20.0%	29.0%	3.6%	67.4%	32.6%
-----	--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
18						
19	4					
20	9					
21	11					
22	43				2	
23	70				8	
24	77				6	
25	109		2		15	
26	134		2		11	
27	148		9		11	
28	153		18		19	
29	179		23	1	18	
30	156		28		16	
31	194		36		12	
32	206		57	1	20	
33	206		52		14	3
34	226		66		16	1
35	194		72	1	22	1
36	174		56		11	3
37	158		81	1	8	2
38	224		98	1	14	1
39	149		108	2	13	2
40	139		96		17	
41	152		88		21	1
42	166		107		16	
43	120		105	5	11	1
44	121		99		14	
45	133		94	3	17	1
46	153		71	1	11	1
47	160		76		5	2
48	161		66		9	3
49	172		71		14	1
50	191		54		11	
51	201		53		20	1
52	181		58	2	12	1
53	185		45	1	20	
54	162		48	4	18	
55	198		64		25	1
56	224		60	1	19	2
57	276		82		31	
58	288		80	1	22	
59	257		103		33	
60 以上				4		1
計	人 6,464	人 2,228	人 29	人 582	人 29	

高等学校教育職 給料表	幼稚園教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		4	4
		9	13
		18	27
		13	24
		22	67
		28	106
1		24	108
1		45	172
1		53	201
2		37	207
6		27	223
7		38	266
8		36	244
2		43	287
2		31	317
5		32	312
4		24	337
9		39	338
6		17	267
2		21	273
8		21	367
8		16	298
9		18	279
16		24	302
9		17	315
20		20	282
21	2	20	277
26		21	295
17		35	289
22		18	283
15	3	17	274
19		28	305
22	3	49	330
15	2	40	332
16	3	32	305
18		53	322
12	2	58	304
16	1	58	363
11	1	82	400
12		84	485
10	1	70	472
12	2	57	464
			5
人	人	人	人
390	20	1,399	11,141

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
	4
1	14
1	28
34	58
34	101
27	133
36	144
27	199
37	238
37	244
37	260
66	332
60	304
82	369
86	403
99	411
95	432
94	432
91	358
109	382
79	446
81	379
75	354
94	396
81	396
75	357
73	350
63	358
70	359
69	352
71	345
80	385
71	401
46	378
50	355
61	383
67	371
69	432
60	460
60	545
76	548
84	548
9	14
人	人
2,617	13,758

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	178		2	23	4
1	147		3	21	6
2	144		3	23	7
3	141		2	26	2
4	140	23	2	21	1
5	159	54	1	12	1
6	184	110	1	11	2
7	221	83	1	19	
8	144	109		6	
9	149	115	1	11	
10	138	116		17	
11	191	160	1	17	
12	182	157	3	14	5
13	233	131	2	21	
14	190	106	1	20	
15	162	152		17	
16	192	55	2	13	
17	146	97		13	
18	128	94		16	
19	131	95	1	9	
20	113	61		11	
21	107	51		8	
22	90	33		9	
23	104	39	1	12	
24	136	32	1	14	
25	107	29		8	
26	169	39		11	
27	187	57		17	
28	150	37	1	8	
29	172	34		22	
30	154	27		14	
31	148	10		15	1
32	184	24		23	
33	328	25		17	
34	237	16		22	
35	372	18		22	
36	173	10		9	
37	62	4		7	
38	46	9		3	
39	48	4			
40	39	2			
41	37	2			
42		6			
43	1	2			
44					
45					
計	人 6,464	人 2,228	人 29	人 582	人 29

高等学校教育職 給料表	幼稚園教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
16		50	273
14	1	39	231
17		39	233
20		47	238
10		41	238
10		53	290
24		43	375
14		39	377
12		23	294
11		26	313
11		28	310
8		24	401
13		29	403
13		19	419
15	1	25	358
17		26	374
13		18	293
11		21	288
15		28	281
10		23	269
18		16	219
21		13	200
12		20	164
8		19	183
7	2	26	218
7		17	168
		21	240
6	2	33	302
3	2	43	244
3	1	43	275
10	2	32	239
	1	31	206
7	2	117	357
7	1	51	429
3	1	50	329
	2	66	480
	1	38	231
1		26	100
1	1	42	102
2		28	82
		17	58
		9	48
			6
			3
人 390	人 20	人 1,399	人 11,141

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
140	413
128	359
62	295
63	301
94	332
91	381
64	439
86	463
86	380
91	404
78	388
82	483
89	492
103	522
95	453
83	457
88	381
94	382
70	351
75	344
59	278
45	245
46	210
55	238
34	252
24	192
39	279
48	350
41	285
42	317
41	280
39	245
57	414
60	489
38	367
64	544
41	272
34	134
7	109
6	88
9	67
15	63
4	10
6	9
1	1
人 2,617	人 13,758

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	1
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8		1						
9								
10	1							
11	4							
12	1	18						
13		1			1			
14	1			1				
15	9							
16		14						
17	1	1					1	1
18		4		1				
19	6	1						
20		49		1				
21	1	6		1				
22	1	14						
23		6		2				
24		40		3				
25		11		3			1	
26		26						
27	41	14		1			1	
28	3	70		4		1		
29	9	22		8		1		1
30	5	29		1				
31	5	21		1		3		6
32	8	61		5		1		1
33	2	19		7		2		5
34	6	26		2		7		9
35	12	13		5		13		8
36	8	93		1		12		1
37	5	18		8	1	3	2	
38	7	35		9		5	2	
39		16		7	2	1	2	
40		88		4				
41		31		3		3	2	
42		33		13	1	21	2	
43		23		8		13	7	
44		46		6		1		
45		28	22	27		1	92	
46		64	68	3			4	
47		41	21	8	1		4	
48		52	30	8	3		1	
49		28	5	5	3	11	4	
50		44	4		4	17	1	
51		42	2		11	11		
52		24	4		28			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		32	32	24	5	10	20	
54		62	15	25	1	4		
55		58	16	51	3	7		
56		44	23	1	16	15		
57		35	18	7	1	19		
58		87		57	6	9		
59		56	1	4	2	4		
60		29			5	10		
61		25	1	11	7	9		
62		39	34	39	1	1		
63		27	14	5				
64		58	27		3			
65		67	11	8	11	30		
66		24		18	5	2		
67		44	2	9	9	5		
68		48	1		7	9		
69		70		10	31	39		
70		23	15	32	5	6		
71		23	19	9	6			
72		34	18	1		15		
73		58	10		4	205		
74		25		10		11		
75		24		26				
76		41		24				
77		52		10	40	5		
78		17	13		2			
79		26	19	20	2			
80		26	11	28	6			
81		8	9	36	6	1		
82		3		15	2			
83		5		23				
84		3		20				
85		6		8	30	2		
86		3	16	20	2			
87		3	11	34	3			
88		2	11	33	9			
89		1	7	25	33			
90		2		13				
91				20	1			
92		2		22	3			
93		1	1	14	5			
94		2	17	2	2			
95		1	10	3				
96		1	15	5				
97		1	4	10	42			
98		3		4	1			
99				28	2			
100				32	5			
101		2		19	32			
102			14	11				
103			8	28				
104		1	4	51	2			
105		1	10	29	67			
106		1		38				
107		2		38				
108				39				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
109			2	79				
110			13	20				
111			17	10				
112			11	27				
113			11	86				
114			11	12				
115		1	14	8				
116			10	15				
117		1	10	80				
118			8	12				
119			14	2				
120			5	7				
121			3	65				
122			3	1				
123			11					
124			28					
125			10	15				
126			6	1				
127			12	3				
128			6	1				
129			8	1				
130			12					
131			7	1				
132			11					
133			7	1				
134			1					
135			1					
136			7					
137			10	1				
138			11					
139			6					
140			20					
141			10					
142			21					
143			12					
144			6					
145			28					
146			15					
147			7					
148			5					
149			83					
合 計	136	2,384	1,086	1,653	480	545	147	33
平均給料月額	180,629円	253,407円	382,967円	407,376円	451,303円	466,983円	498,095円	528,039円
平均年齢	23.4歳	31.5歳	45.6歳	48.7歳	54.5歳	54.4歳	56.6歳	57.4歳

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)
2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27		1		
28		1		
29				
30				
31			1	
32			1	
33			6	
34		1	4	
35			5	
36		1	12	
37		1	7	
38		6	9	
39		1	13	
40		2	5	
41		7	14	
42		2	7	
43		7	28	1
44		8	10	1
45		1	13	1
46			7	
47			23	7
48			7	7
49			18	4
50			18	7
51			30	15
52			9	7

号給	級	1	2	3	4
53			35	12	1
54			16	13	3
55			32	20	6
56			14	2	
57			24	33	5
58			24	24	7
59			39	14	7
60			20	14	
61			15	12	4
62			23	12	2
63			48	12	3
64			15	6	
65			22	30	
66			16		1
67			33		1
68			28		
69			22		4
70			30	19	
71			22	5	3
72			43	6	1
73			14	15	6
74			27		
75			29		2
76			27	1	2
77			32	2	3
78			31	17	2
79			41	2	
80			26	5	
81			21	19	2
82			29		1
83			25		2
84			26		7
85			21		
86			10	5	6
87			21	19	1
88			13	10	
89			19	4	2
90			6	14	9
91			7		
92			2		9
93			1		1
94				12	
95				11	10
96			1	5	1
97				2	
98				11	
99			1		10
100					2
101					2
102				12	1
103				10	10
104				6	2
105				3	1
106				9	
107					4
108					1

給 号	級	1	2	3	4
109					1
110				6	11
111				10	20
112				4	
113				1	
114				14	
115				3	
116				4	
117				2	
118				21	
119				8	
120				3	
121				3	
122				1	
123				25	
124				9	
125				4	
126					
127				30	
128				6	
129				6	
130				5	
131				16	
132				2	
133				3	
134				1	
135				30	
136					
137				3	
138				4	
139				10	
140				2	
141				1	
142				4	
143				16	
144				4	
145				2	
146				1	
147				33	
148				1	
149				32	
合 計		39	1,198	806	185
平均給料月額		200,479円	288,035円	389,113円	405,799円
平均年齢		28.2歳	38.9歳	51.2歳	53.6歳

(注) 平均給料月額には「調整額」を含む。

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12			1	1		
13						
14						
15						
16			1	1		
17					1	
18					1	
19						
20				2		
21				1		
22						
23						
24						
25					1	
26						
27						
28		1				
29				2	1	
30						
31				1		1
32						
33					1	2
34						
35					1	
36				1		
37					1	3
38						
39						1
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48					1	
49						
50						
51					1	
52						

給 号	級	1	2	3	4	5
53					1	
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
合 計		1	2	9	10	7
平均給料月額		305,900円	356,400円	438,489円	507,080円	568,343円
平均年齢		29.0歳	33.5歳	41.1歳	50.5歳	57.3歳

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14					1		
15							
16							
17							
18							
19							
20			4				
21							
22							
23			1				
24			1				
25							
26			6				
27			1				
28			9				
29			2				
30			6				
31			2				
32			8				
33	4	3					
34	1	5					
35	3	4	1				
36		10				2	
37	3	3					
38		4				2	
39		1					
40	1	6					
41	1	2	3			2	1
42		5				1	
43	1	6				1	
44		12				1	
45			2		1		3
46		9	1				
47		1	1				
48		5	1				
49		2	3		1		1
50		4	5			1	3
51		3	3			1	1
52		1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		1		2		3	
54		5	4	2			
55		3		1			
56		4	3		2		
57			7				
58		7		2	1		
59				3	1		
60					1		
61		1		5	2		
62		10	3	4			
63		2	3				
64		1	5		1		
65		4	1			5	
66		9		3	1		
67		3		2			
68		1					1
69		6	1		4	2	
70		1	3	3			
71		4		1			
72		4	3				
73		3	3		1	1	
74		3		2			
75		4		1			
76		1					
77		1			3		
78		1	1				
79		2	3	4			
80		2	1	5			
81		2	3	1			
82				1			
83							
84				3			
85			1		4	1	
86		1	2	3			
87			5	1			
88			2		1		
89				2	2		
90				1			
91				3			
92							
93				2			
94				3			
95				2			
96		1		2			
97			3	3	1		
98				2			
99				3			
100				2			
101			1	2	1		
102		1		1			
103			1	1			
104			3	3			
105			1	4			
106				2			
107							
108				3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
109			1	10			
110			1	5			
111							
112		1	1	2			
113			3	12			
114		1	1	1			
115			1				
116				2			
117			2	13			
118							
119			3				
120				1			
121			1	9			
122							
123							
124			1				
125			3	4			
126			1				
127							
128							
129			2				
130							
131			2				
132							
133			3				
134			3				
135							
136							
137							
138			1				
139			2				
140							
141			6				
142			1				
143			1				
144							
145			4				
146			1				
147			2				
148			2				
149			9				
合 計	14	216	141	152	28	27	4
平均給料月額	196,129円	249,981円	382,389円	414,943円	442,407円	457,830円	492,525円
平均年齢	24.6歳	32.1歳	47.1歳	51.1歳	55.3歳	55.5歳	58.5歳

大学教育職給料表

〔看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手〕
 である職員に適用

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			1	
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49		3	2	1
50				
51				
52				

号給	級	1	2	3	4
53		2		2	
54					
55					
56			1		
57				1	1
58					
59					
60					
61			1		1
62					
63		1			
64		1			
65		1	1	2	
66					
67					
68					
69					2
70				1	
71					
72					
73				1	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					1
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					

給 号	級	1	2	3	4
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		8	8	7	6
平均給料月額		321,963円	370,975円	443,414円	525,250円
平均年齢		35.0歳	39.5歳	48.4歳	53.8歳

高等学校教育職給料表

〔 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、
養護助教諭及び実習助手に適用 〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16			1		
17					
18					
19					
20					
21			1		
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29			1		
30					
31					
32			1		
33			2		
34					1
35			2		
36			1		
37					
38			1		
39			4		
40			1		
41	1		3		
42			1		1
43			1		1
44					
45	1		4		2
46					
47			2		
48			1		
49					
50			1		
51	2		1		
52					
53			2		
54				2	
55	1				
56					

給号 / 級	1	2	3	4	5
57			1		
58			1		
59			2		
60			1		
61			2		
62			1	1	
63			1		
64			1		
65				1	
66			3		1
67				1	
68			3		
69			3		1
70			2		2
71			3		3
72			4		1
73			1	1	
74			2	1	
75			2	1	2
76			2		
77			1		2
78			3		
79			1		
80			6		1
81					
82					
83			4		
84			7	2	
85			2	2	
86			3	1	
87			5		
88			2		
89			1		
90			4	1	
91			7		
92			3		
93			4	1	
94			6		
95			2	1	
96			2		
97			4		
98			8		
99			2		
100			8		
101			7		
102			6		
103			4		
104			7		
105			5		
106			4		
107			6		
108			5		
109			7		
110			7		
111			2		
112			6		
113			4		
114			3		
115			9		
116			3		

給 号	級	1	2	3	4	5
117			5			
118			7			
119			1			
120			5			
121			2			
122			4			
123			2			
124			3			
125			5			
126			3			
127			5			
128			3			
129			2			
130			2			
131			4			
132			1			
133			9			
134			1			
135			1			
136			1			
137			1			
138						
139			6			
140						
141			2			
142			1			
143			2			
144			1			
145			14			
146			1			
147			1			
148			1			
149			11			
150						
151						
152						
153			6			
154						
155						
156						
157			2			
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
合 計		5	351	16	13	5
平均給料月額		244,962円	428,054円	463,424円	490,090円	517,743円
平均年齢		28.0歳	45.7歳	50.7歳	54.5歳	56.2歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

幼稚園教育職給料表

〔 幼稚園の園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び
養護助教諭に適用 〕

(単位:人)

号給	級	1	2	3
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				

号給	級	1	2	3
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				2
100				
101				
102			1	
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110			1	
111				
112				
113				
114				
115				
116				

給 号	級	1	2	3
117				
118				
119			1	
120				
121			1	
122				
123			1	
124				
125				
126				
127				
128			1	
129			1	
130				
131				
132				
133				
134				
135			1	
136				
137			1	
138				
139				
140			1	
141				
142				
143			1	
144				
145				
146				
147				
148				
149			2	
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158			2	
159			1	
160				
161			2	
合 計		0	18	2
平均給料月額		—	443,265円	459,893円
平均年齢		—	51.0歳	58.5歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	4	2						
4								
5	1							
6								
7	8	2						
8	1							
9		9						
10								
11	18	5	1					
12		2						
13	3	10	1					
14	2	4						
15	14	7						
16	1	3						
17								
18	4	3						
19	7	15						
20	2	6						
21		4						
22	3	1						
23	13	11	1					
24	2	4						
25	11	10						
26	2	2						
27	11	8						
28	5	3	1					
29	7	11	3					
30	5	5	4					
31	7	8	2					
32	7	2	1					
33	13	8	5					
34	3	10	2					
35	11	4	3	1				1
36	5	3	2	1				
37	12	7	3				1	
38	1	10		2				
39	13	2	2	1				
40	3	3	1					
41	4	4	2					
42	2	6	4				1	
43	10	2	2	1			1	
44	2	1	3	2				
45	4	3	3				2	
46	1	6	1				1	
47	3	7	4	2				
48	1	3	6		1			
49		3						
50	1	2	2			1	1	
51	1	2	4		4			
52		4	2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	1	1					4	
54				2	1			
55		4	2		2			
56		6			2			
57		2	5	2		2	2	
58		1						
59		2	2	2		1		
60		2	1			2		
61		2						
62		2		2				
63		5	2					
64		1	3					
65		2	1	2	1	3		
66			1	5		1		
67	1	4	2	1				
68		3						
69	1		1	1		3	1	
70		2	1	9		1		
71	1		4		1			
72		1	3					
73		2	6			25		
74	2	2	1	2		1		
75		2		1				
76		1		1				
77	1	1		2	3	4		
78		1	1					
79		2	1					
80			1	2	2			
81			2		1			
82		1		1	1			
83	1			1				
84		3		1				
85		3		3	6	1		
86			3		1			
87			2	8	2			
88			3	5	2			
89		1	1		7			
90		1		1	1			
91				2	2			
92		1		1	2			
93				2	1			
94		1	6					
95				1				
96			7					
97			5	2	2			
98				4	1			
99				5	1			
100				1				
101					1			
102			8	1	1			
103				3				
104			1	3	3			
105			4	5	5			
106				6				
107				6				
108								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
109				8				
110			3	3				
111			7	1				
112				2				
113			7	9				
114			5					
115			2	2				
116			2					
117			1	5				
118			3					
119			5					
120			3					
121			2					
122								
123			5					
124			3					
125			6	4				
126			2					
127			6					
128			20					
129			7	1				
130								
131			4					
132			8					
133			3					
134			4					
135			39					
136			9					
137			19					
138			2					
139			10					
140			26					
141			59					
142			1					
143			2					
144			29					
145			67					
146			3					
147			1					
148			1					
149			95					
合 計	236	289	616	141	57	45	14	1
平均給料月額	206,188円	274,625円	402,359円	409,565円	454,040円	478,267円	508,221円	529,300円
平均年齢	24.5歳	31.8歳	50.4歳	48.0歳	53.3歳	56.4歳	55.8歳	58.0歳

(参考)

水道企業職給料表(1) (水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11	1							
12								
13								
14								
15	1	1						
16								
17								
18				1				
19		1						
20		5						
21								
22		2						
23								
24		3						
25								
26		2						
27	1							
28		1		1				
29		3		1				
30				1				
31	1	1						
32		5		1				
33								
34		1		1				
35		1				1		
36		4						
37	1				1			
38						1		
39		1						
40		9		1	1			
41		2			2	1	2	
42		3		1		2		1
43		5						
44		5						
45		4	2					3
46		5	3					1
47		3	4					1
48		8	1					
49		2		1		1	1	
50		4				1		
51		6	1		1			
52		1	1		1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		4	2	2	1	1		
54		12	1			1		
55		9	3	8				
56		3			1	1		
57		3	1			5		
58		1		5				
59		8		2				
60		3			1			
61		3				1		
62		4	5	6		1		
63			2	1				
64		3	1					
65		8	4			2		
66		4		4	1			
67		5		1	2			
68		9						
69		6		1	1	5		
70		2	1	7	1			
71		3	1					
72		3	6			1		
73		11	1			7		
74		4		1				
75		3		1				
76		4						
77		5			4			
78			2		1			
79		1	2	3	2			
80		8	4	1				
81		2	1	1	1			
82				3				
83								
84		3		1				
85		1		2	2			
86			1	3	1			
87				1	1			
88			3	3				
89			1		1			
90				2				
91				2				
92					1			
93					2	1		
94			1	2	1			
95								
96			1	1				
97			1	1				
98				1				
99		1		3				
100				3	1			
101				4	2			
102			1	2				
103			4	1				
104				4				
105				4				
106				3				
107				4				
108				9				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
109				20				
110			3	2				
111			2	5				
112			1	1				
113			1	17				
114			1	1				
115			2	1				
116			2					
117				17				
118			4					
119			4					
120			2					
121			1	13				
122			1					
123								
124			2					
125				1				
126								
127			1					
128			3					
129								
130								
131			1					
132			4					
133								
134			2					
135								
136			4					
137								
138			1					
139			2					
140			3					
141			3					
142			5					
143			4					
144			1					
145			5					
146			3					
147								
148			2					
149			26					
合 計	5	224	158	192	33	32	9	0
平均給料月額	173,420円	261,944円	394,827円	413,945円	443,555円	463,550円	502,244円	-
平均年齢	22.2歳	32.4歳	47.5歳	51.2歳	52.7歳	55.4歳	57.2歳	-

(参考)

水道企業職給料表(2) (水道局企業職員のうち技能職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36				2	
37				1	
38					
39				1	
40				1	
41					
42		1			
43					
44				3	
45		1		1	
46					
47					1
48				2	
49					
50				2	2
51				6	
52				3	

号給	級	1	2	3	4
53			2		
54			5	3	
55			2	4	
56				1	
57			2	3	
58			7	2	
59			1		
60			5		
61			3		
62			3	2	
63			3	3	
64			2	1	
65			6	1	
66			1		
67			3		
68			5		
69			1		
70			4	2	
71			2	2	
72			2		
73			1	2	
74			3		
75					
76			3		1
77			1		
78				2	
79			4	3	
80			2		
81			3		
82			1		
83			3		
84			1		
85					
86					
87			2	2	
88					
89					
90				2	
91					
92					
93					
94					
95					
96				1	
97				1	
98				1	
99					
100					
101					
102					
103				1	
104					
105				2	
106				2	
107					1
108					

給 号	級	1	2	3	4
109					1
110					2
111				1	8
112					
113				1	
114					
115				1	
116				1	
117					
118					
119					
120					
121				2	
122					
123					
124				1	
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135				1	
136					
137				1	
138					
139				1	
140					
141					
142				1	
143				1	
144					
145				1	
146					
147				2	
148				1	
149				11	
合 計		2	105	73	13
平均給料月額		203,000円	276,445円	383,449円	424,869円
平均年齢		30.5歳	34.8歳	47.5歳	57.1歳

(参考)

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17		1						
18								
19								
20		2						
21		1						
22		2						
23								
24								
25								
26								
27		1						
28								
29								
30		2						
31								
32								
33			1					
34								1
35								
36		2						
37			1					
38		1		1				
39		2						
40								
41		4				1		
42				1				
43								
44								
45		1		2			3	
46		1				1		
47						2	1	
48		3	1					
49		1	1			4		
50						2		
51					1			
52					2			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1			1	
54						1		
55		1		2				
56		1						
57		2		1				
58		1		1	1			
59						1		
60		1						
61						1		
62				3				
63		1						
64								
65				1				
66				1	1			
67		1						
68		1			1			
69				1				
70		1						
71								
72						1		
73						3		
74						2		
75								
76								
77		1						
78								
79				1				
80								
81					1	1		
82								
83								
84				1				
85								
86								
87				1				
88				1				
89				1				
90								
91				1				
92								
93				1				
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100				1				
101				1				
102								
103								
104			1					
105					1			
106								
107								
108								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149			1					
合 計	0	35	6	24	11	17	5	1
平均給料月額	-	237,323円	349,767円	388,788円	431,673円	464,929円	498,900円	539,500円
平均年齢	-	30.2歳	41.0歳	44.4歳	50.3歳	52.2歳	56.6歳	59.0歳

(参考)

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45				1		
46						
47						
48				1		
49				1		
50						
51						
52						

号給 / 級	1	2	3	4	5	6
53						
54						
55			1			
56				1		
57						
58				1		
59				1		
60				2		
61				1		1
62				1		
63						
64				1		
65				1		
66					1	
67						
68						
69			1			
70						
71				1		
72						
73				1		
74						
75						
76						
77			1			
78			1	1		
79				1		
80						
81						
82			1			
83						
84						
85						
86			1	1		
87			2	1		
88						
89				1		
90			1			
91						
92			2			
93						
94				2		
95				1		
96				1		
97						
98						
99						
100			1			
101						
102						
103						
104						
105				1		
106			1			
107			1		1	
108						

号給 / 級	1	2	3	4	5	6
109				1		
110						
111						
112						
113			1			
114						
115						
116						
117			1			
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129			1			
130						
131						
132						
133						
134						
135			1			
136						
137						
138						
139						
140						
141			1			
142						
143						
144						
145			1			
146						
147						
148						
149			2			
合 計	0	14	32	3	1	0
平均給料月額	-	322,821円	377,328円	416,400円	432,100円	-
平均年齢	-	41.9歳	46.9歳	53.0歳	56.0歳	-

(参考)

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用]

(単位:人)

号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32			2		
33					
34					
35					
36			2		
37		1	3		
38			2		
39			2		
40			1		
41			8		
42		1	3		
43			3		
44				1	
45			3		
46			12		
47			5	1	
48			2		
49			5		
50			4	2	
51			4	5	
52			4	7	

号	級	1	2	3	4
53			4	1	
54			6	4	
55			11	13	
56			3	4	
57			3	13	
58			6	10	
59			6	10	
60			7	3	
61			5	1	
62			2	2	
63			2		
64			4	4	
65			2	12	
66			4		
67			6		
68			10		
69			5		
70			6	10	
71			2		
72			6	2	
73			3	13	
74			12		
75			5		
76			5		
77			8		
78			13	8	
79			4		
80			1	1	
81			4	6	
82			8		
83			2		
84					
85			1		
86			3	1	
87			2	3	1
88					
89				1	
90				7	1
91			1		
92			2		
93					
94				1	
95			1	5	2
96				2	
97				3	
98				3	
99					
100					
101					
102				2	
103				3	
104				2	1
105				2	
106				3	
107					
108					

号	級	1	2	3	4
109					
110				2	2
111					1
112					
113					
114				4	
115				1	
116					
117				2	
118				5	
119				3	
120				1	
121				1	
122					
123				10	
124					
125					
126					
127				2	
128				1	
129				1	
130					
131				4	
132				1	
133					
134					
135				5	
136					
137					
138					
139				3	
140					
141					
142					
143				2	
144					
145					
146					
147				7	
148					
149				10	
合 計		2	240	236	8
平均給料月額		195,450円	275,755円	372,937円	416,763円
平均年齢		28.0歳	38.5歳	49.6歳	56.5歳

(参考)

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14		1						
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26		1						
27	1							
28		2						
29						1		
30								
31								
32		1		1				
33	1							
34		1				1		1
35		1				1		
36		1		1				
37				1				
38		1						
39								
40		1						
41		1				2		
42		1		1		1		
43		1						
44								
45							1	
46		1					1	
47		2					1	
48			1					
49			2					
50		2				2		
51						3		
52						1		
						1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1			1	
54		1						
55		3		4		2		
56								
57								
58				3				
59			1					
60								
61								
62								
63				1				
64		2	1					
65				1				
66					1			
67								
68		1			1			
69		1			1			
70		1						
71		2						
72			1			1		
73		1	2					
74						1		
75		1						
76								
77				1				
78								
79								
80			1		1			
81								
82								
83								
84				1				
85				2				
86								
87				1				
88				1				
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101				1				
102								
103								
104								
105								
106				1				
107								
108								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
109				1				
110			1					
111				1				
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120				1				
121				1				
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	2	31	10	26	8	13	4	1
平均給料月額	184,000円	247,752円	357,210円	391,773円	431,850円	451,138円	502,250円	539,500円
平均年齢	24.0歳	31.0歳	42.3歳	45.2歳	49.9歳	49.2歳	55.8歳	55.0歳

(参考)

病院企業職給料表(2)〔病院局企業職員のうち自動車運転手、用務員等の労務又は庁務に従事する職員に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

級 号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				1
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				

級 号給	1	2	3	4
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139			1	
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			2	
合 計	0	0	4	0
平均給料月額	-	-	415,925円	-
平均年齢	-	-	58.3歳	-

(参考)

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4			5		
5			1		
6					
7					
8			6		
9				1	
10					
11					
12			7	4	
13					
14				2	
15					
16			6	2	
17					
18				1	1
19					
20			7	3	
21					1
22				4	
23					
24	8	6	3		1
25					
26	1	1			
27					1
28	7			2	2
29				1	
30				2	3
31					1
32					
33					
34				1	1
35					
36				1	
37					1
38					3
39				1	
40					1
41					
42					3
43					1
44					
45					2
46					3
47					
48					
49					3
50					1
51					
52					4

給 号	級	1	2	3	4	5
53					2	1
54				1	1	
55					1	
56					1	
57						2
58					1	
59						
60					1	
61					2	
62						1
63						
64						
65						2
66						
67						
68						
69						3
70						
71						
72						
73						1
74						
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81						
合 計		16	39	29	38	21
平均給料月額		300,375円	356,713円	433,248円	517,726円	580,324円
平均年齢		29.9歳	34.1歳	39.8歳	48.1歳	56.9歳

(参考)

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師
その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20		4					
21		2					
22	1	11					
23		3					
24		24					
25							
26		12					
27	2	3					
28		8					
29	48	3					
30		4					
31	1	3					
32	1	16					
33	40	1					
34		5					
35	1	3					
36	2	22					
37	2	2					
38		10					
39		6					
40	1	11					
41		3					
42	3	19					
43	3	5				1	
44	1	8					
45	3	5	7				2
46		10	3	2			
47	1	5	3				
48	2	12	1				
49		3	3			3	
50		12	1				
51		7					
52		5	2		1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3	4	1		1	1
54		13	5		1		
55		4	3				
56		9	1				
57		10	3				
58		10		3			
59		4		1			
60		9				1	
61	1	17			1		
62		11	2	3			
63		11	3	1			
64		3	3				
65		10	4	1		1	
66		7		4			
67		8		1			
68		5					
69		12	1			3	
70		4	5	1	1		
71		5	1	4			
72		6	1			1	
73		8				7	
74		3					
75		4		5			
76		3		1			
77		4			2		
78		8	6				
79		1	3	2			
80		2	1	3	1		
81		2		1	1		
82		2		2			
83				2			
84		1		1			
85		2		3	1		
86		2	3	5			
87			6				
88			1	6	1		
89			3	2			
90				1			
91				6			
92				4			
93				1			
94			4				
95			6	1			
96			2	4			
97			2				
98				2			
99				4			
100				3			
101				2	1		
102			3	3			
103			4				
104			3	1			
105			1	2			
106				3			
107				2			
108				3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
109			1	4			
110			2	1			
111			2				
112			3	1			
113			2	9			
114				2			
115			3	1			
116							
117			2	3			
118			2				
119			4				
120			1				
121				6			
122			1	1			
123			1				
124			2				
125			2				
126			2				
127							
128			2				
129							
130							
131			1				
132			3				
133			4				
134			1				
135							
136			1				
137			3				
138							
139							
140							
141			4				
142			3				
143			1				
144			2				
145			3				
146			1				
147							
148			2				
149			8				
合 計	113	451	173	125	11	18	3
平均給料月額	189,588円	248,459円	383,515円	412,330円	445,491円	470,122円	502,200円
平均年齢	24.4歳	32.1歳	46.4歳	50.2歳	54.7歳	57.1歳	59.0歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,786	0.8	1.8
行政職給料表(2)	1,308	1.3	2.1
医療職給料表(1)	13	0.8	1.8
医療職給料表(2)	150	0.4	1.5
大学教育職給料表	8	0.4	1.6
高等学校教育職給料表	233	1.2	2.1
幼稚園教育職給料表	4	0.3	1.5
消防職給料表	914	1.3	2.0
合計	5,416	0.9	1.9

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	1,325	1.0	2.1
企業職を含めた総合計	6,741	1.0	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親族	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目 の扶養 親族	その他 の扶養 親族	
1人	2,252	41.6%	1,255	997	227	-	-	2,252
2人	1,630	30.1%	942	1,630	94	688	-	3,260
3人	1,182	21.8%	1,018	1,182	16	1,182	164	3,546
4人	305	5.6%	293	305	0	305	317	1,220
5人	46	0.8%	45	46	0	46	93	230
6人	1	0.0%	1	1	0	1	3	6
合計	5,416	100.0%	3,554	4,161	337	2,222	577	10,514

(注) 水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,834	21,120
全職員平均額	10,126	10,346

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数		
	職員数	借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	5,837	997	4,840
行政職給料表(2)	2,082	282	1,800
医療職給料表(1)	29	8	21
医療職給料表(2)	474	74	400
大学教育職給料表	27	5	22
高等学校教育職給料表	376	49	327
幼稚園教育職給料表	20	1	19
消防職給料表	1,329	191	1,138
合 計	10,174	1,607	8,567

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,375	372	2,003
企業職を含めた総合計	12,549	1,979	10,570

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	7,906	7,905
全職員平均額	7,219	7,210

第9表 管理職手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	724	85,838	9,626
行政職給料表(2)	0	0	0
医療職給料表(1)	26	92,904	83,293
医療職給料表(2)	30	81,930	4,223
大学教育職給料表	2	90,450	6,238
高等学校教育職給料表	18	73,878	3,410
幼稚園教育職給料表	2	53,700	5,370
消防職給料表	60	84,472	3,623
合 計	862	85,507	6,623

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	110	81,467	3,424
企業職を含めた総合計	972	85,050	6,009

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	85,507	85,050
全職員平均額	6,623	6,009

第2部 民間給与等の実態

平成 19 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成19年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された 445 事業所

(2) 調査対象職種

78職種（うち初任給関係職種19職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 637 人（事務・技術関係職種 576 人）、初任給関係以外の調査職種 7,432 人（事務・技術関係職種の調査実人員 5,941 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、53,916 人であり、事務・技術関係職種は 40,014 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	96	56	28	12
建設業	5	2	1	2
製造業	40	27	10	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	21	8	8	5
運輸業	6	2	2	2
卸売・小売業	4	3	1	0
金融・保険業	2	2	0	0
不動産業	1	0	1	0
医療、福祉	6	3	3	0
教育、学習支援業	5	3	2	0
サービス業	6	6	0	0

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が14事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項目 職種		学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	199,842	203,668	195,730	196,740
		短大卒	174,127	174,013	172,761	180,440
		高校卒	161,764	162,213	159,272	170,833
	新卒技術者	大学卒	204,551	206,863	202,274	202,756
		短大卒	176,895	175,807	177,115	179,750
		高校卒	161,869	162,016	161,829	161,000
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	201,923	205,036	198,462	200,442
		短大卒	175,318	174,743	174,612	180,064
		高校卒	161,810	162,134	160,557	166,900

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	199,472
	短大卒	174,160
	高校卒	161,840

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

項目 職種	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
								円
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	5	55.8	726,926	0	726,926	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照	
	大学卒	5	55.8	726,926	0	726,926		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	8	53.1	824,108	271	823,837	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	6	52.9	804,435	354	804,081		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	149	52.2	700,965	404	700,561	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	125	51.8	701,439	272	701,168		
	短大卒	5	54.3	667,250	0	667,250		
	高校卒	19	54.3	707,633	1,424	706,209		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	301	50.5	697,047	498	696,549	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	249	50.2	701,926	474	701,452		
	短大卒	20	52.3	650,024	0	650,024		
	高校卒	32	52.2	672,945	1,094	671,851		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	43	49.3	648,367	358	648,008	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上	
大学卒	37	48.7	653,724	253	653,471			
短大卒	4	52.3	631,007	0	631,007			
高校卒	2	56.8	553,941	4,123	549,818			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	80	50.4	655,277	1,543	653,734	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上	
大学卒	69	49.4	653,320	1,308	652,012			
短大卒	5	53.1	661,744	1,438	660,306			
高校卒	6	56.8	667,185	3,659	663,526			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	302	47.2	569,156	7,165	561,991	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	219	45.9	570,505	7,011	563,494			
短大卒	20	47.3	579,217	13,438	565,779			
高校卒	62	51.8	561,533	5,816	555,717			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術課長	515	45.8	579,631	4,848	574,782	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	376	44.6	579,507	3,920	575,587			
短大卒	43	48.7	587,361	5,020	582,340			
高校卒	91	50.4	573,770	9,588	564,182			
中学卒	5	52.2	639,567	0	639,567			

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	53	43.2	539,598	77,285	462,312			
	大学卒	44	41.8	532,713	95,643	437,069		
	短大卒	2	41.9	504,954	38,657	466,296		
	高校卒	7	48.5	569,383	14,405	554,978		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	118	40.9	547,889	102,648	445,240	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	68	39.2	553,088	125,972	427,116		
	短大卒	20	40.5	538,014	67,663	470,351		
	高校卒	29	45.9	539,028	65,029	473,999		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	234	44.3	530,473	50,670	479,803	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	126	42.3	541,037	57,592	483,445		
	短大卒	27	45.2	543,208	31,402	511,807		
	高校卒	77	47.0	509,072	45,971	463,101		
	中学卒	4	53.0	500,450	38,213	462,237		
	技術係長	213	41.9	507,388	66,374	441,014	係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	106	39.9	512,790	71,821	440,969		
	短大卒	35	39.9	484,456	71,510	412,946		
	高校卒	68	45.8	509,063	54,353	454,710		
	中学卒	4	54.1	541,190	76,499	464,691		
	事務主任	239	39.8	459,346	88,633	370,713		同上
	大学卒	171	38.1	452,787	90,626	362,161		
	短大卒	31	42.0	488,254	89,575	398,679		
高校卒	35	45.1	461,292	81,323	379,969			
中学卒	2	55.5	465,043	0	465,043			
技術主任	354	37.7	452,447	83,036	369,411		同上	
大学卒	231	36.9	453,376	80,454	372,921			
短大卒	45	38.5	443,502	75,202	368,300			
高校卒	77	40.1	449,253	92,674	356,579			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,497	35.4	339,473	45,275	294,198		同上	
大学卒	714	32.4	363,437	58,220	305,216			
短大卒	260	34.4	300,987	34,975	266,012			
高校卒	506	39.0	328,254	34,699	293,555			
中学卒	17	57.2	356,310	24,226	332,084			
技術係員	1,830	31.9	374,386	70,256	304,130		同上	
大学卒	1,172	30.6	384,843	77,798	307,046			
短大卒	222	33.6	362,943	66,506	296,437			
高校卒	420	34.1	350,627	51,464	299,162			
中学卒	16	52.4	338,237	32,566	305,671			

2 規模500人以上

職 種	項 目	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	55.8	726,926	0	726,926	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大 学 卒	5	55.8	726,926	0	726,926		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	7	52.4	831,065	345	830,720	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	5	51.7	806,742	490	806,252		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	120	51.9	714,797	492	714,305	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	101	51.6	715,465	331	715,134		
	短 大 卒	4	53.5	690,103	0	690,103		
	高 校 卒	15	53.8	717,693	1,738	715,956		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	243	50.2	699,056	472	698,584	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	205	49.8	701,513	447	701,067		
	短 大 卒	14	53.6	674,616	0	674,616		
	高 校 卒	24	51.9	685,078	1,031	684,047		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 次 長	39	49.3	657,373	389	656,985	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上
	大 学 卒	34	48.9	661,592	271	661,321		
	短 大 卒	4	52.3	631,007	0	631,007		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 部 次 長	71	49.6	651,216	1,313	649,902	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	65	49.4	651,992	1,380	650,612			
短 大 卒	3	49.8	658,402	0	658,402			
高 校 卒	3	54.3	625,104	980	624,125			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 課 長	250	47.4	575,735	7,242	568,493	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	185	46.0	574,976	6,422	568,555			
短 大 卒	15	47.7	606,085	16,793	589,292			
高 校 卒	49	52.2	569,009	7,404	561,605			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	403	45.7	579,691	3,650	576,042	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	310	44.6	578,726	3,613	575,113			
短 大 卒	26	49.4	571,235	5,464	565,772			
高 校 卒	62	51.0	585,490	3,331	582,160			
中 学 卒	5	52.2	639,567	0	639,567			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	43	41.9	536,264	101,033	435,231	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	39	41.4	543,118	106,332	436,787		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	47.5	436,778	24,847	411,931		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	105	40.1	544,577	113,146	431,431	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	65	39.0	553,660	130,214	423,446		
	短大卒	18	39.0	517,150	77,932	439,218		
	高校卒	21	44.8	533,437	85,021	448,416		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	196	44.6	543,729	52,738	490,991	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	109	42.8	553,585	61,946	491,639		
	短大卒	24	45.7	552,691	32,535	520,156		
	高校卒	60	47.2	522,386	43,602	478,784		
	中学卒	3	52.8	515,736	36,745	478,991		
	技術係長	150	42.6	531,577	62,438	469,140	係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	89	40.2	526,791	74,554	452,237		
	短大卒	15	40.8	552,982	86,299	466,683		
高校卒	43	48.1	528,941	22,998	505,943			
中学卒	3	54.2	602,738	82,859	519,879			
事務主任	184	39.8	462,287	94,536	367,750		行政職(1) 3級	
大学卒	133	38.0	452,893	96,274	356,619			
短大卒	25	42.2	498,713	95,758	402,955			
高校卒	26	46.3	467,989	84,191	383,797			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	231	37.7	466,914	86,071	380,843		同上	
大学卒	161	36.7	462,755	79,866	382,890			
短大卒	25	38.9	472,427	86,967	385,460			
高校卒	44	41.1	473,856	104,472	369,384			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,117	35.9	346,257	46,818	299,439		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	537	32.6	372,881	61,672	311,209			
短大卒	187	34.6	303,504	34,076	269,428			
高校卒	377	39.7	334,454	35,427	299,027			
中学卒	16	57.1	352,000	23,881	328,118			
技術係員	1,238	32.4	388,047	74,572	313,475		同上	
大学卒	831	30.6	391,899	79,962	311,938			
短大卒	136	33.8	369,523	72,399	297,124			
高校卒	258	37.1	385,764	58,901	326,864			
中学卒	13	52.8	333,417	34,724	298,692			

3 規模100人以上500人未満

職 種	項 目	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	27	52.9	636,330	0	636,330	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	23	52.3	635,130	0	635,130		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	3	55.7	676,930	0	676,930			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 部 長	49	52.6	700,234	723	699,511	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大 学 卒	38	53.1	717,957	718	717,239			
短 大 卒	5	48.8	609,534	0	609,534			
高 校 卒	6	53.3	674,194	1,757	672,437			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	4	49.3	541,848	0	541,848	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	3	47.0	543,630	0	543,630			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 部 次 長	6	56.7	686,671	3,333	683,338	2課以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	2	55.5	664,211	2,500	661,711			
高 校 卒	3	58.0	688,239	5,000	683,239			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 課 長	50	46.6	535,338	6,959	528,379	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大 学 卒	32	44.8	544,411	11,644	532,768			
短 大 卒	5	45.8	473,127	189	472,938			
高 校 卒	13	50.2	536,364	471	535,893			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 課 長	79	47.9	606,261	13,836	592,425	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	45	46.1	608,484	8,213	600,270			
短 大 卒	14	49.0	639,310	4,857	634,453			
高 校 卒	20	50.6	579,266	30,691	548,575			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	10	47.0	549,434	7,211	542,223	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を 有する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	5	45.2	439,599	0	439,599		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	48.8	608,086	11,358	596,729		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	13	47.8	576,183	12,965	563,217	課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と認 められる課長代理及 び課長代理級専門 職	同上
	大学卒	3	43.6	540,572	33,063	507,509		
	短大卒	2	49.5	670,403	2,500	667,903		
	高校卒	8	49.1	555,120	7,480	547,640		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	36	43.2	439,295	37,657	401,638	課長又は課長代 理等に直属し直属 の部下を有する者 職能資格等が上記 係長と同等と認め られる係長及び係 長級専門職	同上
	大学卒	15	39.1	424,377	16,996	407,381		
	短大卒	3	40.3	438,145	18,845	419,300		
	高校卒	17	46.2	451,156	56,278	394,878		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	54	41.3	456,076	72,801	383,275	係長と同等と認め られる係長及び係 長級専門職	同上
	大学卒	15	38.6	440,523	56,282	384,241		
	短大卒	20	39.1	422,733	58,189	364,544		
	高校卒	18	44.6	497,942	96,215	401,726		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務主任	48	40.6	454,570	60,649	393,921		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	33	39.7	461,521	62,430	399,091			
短大卒	4	43.3	430,704	50,893	379,811			
高校卒	9	40.3	435,323	70,202	365,122			
中学卒	2	55.5	465,043	0	465,043			
技術主任	96	37.6	415,273	72,601	342,671		同上	
大学卒	53	37.7	431,642	82,075	349,567			
短大卒	15	37.7	376,958	45,671	331,286			
高校卒	28	37.1	390,394	61,053	329,341			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	344	33.2	307,153	36,515	270,638		同上	
大学卒	161	31.4	319,933	41,580	278,353			
短大卒	67	33.3	289,930	39,145	250,785			
高校卒	115	35.5	297,840	27,861	269,979			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	402	29.8	318,162	50,579	267,583		同上	
大学卒	227	30.6	351,220	67,628	283,592			
短大卒	58	34.3	349,501	43,194	306,307			
高校卒	115	26.8	256,822	27,488	229,334			
中学卒	2	58.5	439,288	741	438,548			

4 規模100人未満

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支 店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工 場の長(取締役兼任 者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	2	58.5	657,357	0	657,357	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長級 専門職(取締役兼任 者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	9	51.2	568,415	0	568,415	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者職能資格等が上 記部の長及び部長級 専門職(取締役兼任 者を除く。)	同上
	大学卒	6	49.7	614,706	0	614,706		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	52.0	453,300	0	453,300		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	—	—	—	—	—	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者職能資格等が上 記部の次長と同等と 認められる部の次長 及び部次長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	—	—	—	—	—			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
技 術 部 次 長	3	41.7	629,338	0	629,338	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者職能資格等が上 記部の次長と同等と 認められる部の次長 及び部次長級専門職	同上	
大学卒	3	41.7	629,338	0	629,338			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
事 務 課 長	2	42.5	460,300	0	460,300	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	同上	
大学卒	2	42.5	460,300	0	460,300			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
技 術 課 長	33	40.8	482,246	0	482,246	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者職能資格等が上 記課の長及び課長級 専門職	同上	
大学卒	21	40.2	515,420	0	515,420			
短大卒	3	36.3	419,300	0	419,300			
高校卒	9	43.9	425,822	0	425,822			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	—	—	—	—	—	前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門 職	行政職(1) 3級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	—	—	—	—	—		同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	2	30.0	372,315	0	372,315	課長又は課長代理等 に直属し直属の部下 を有する者 職能資格等が上記係 長と同等と認められる 係長及び係長級専門 職	同上
	大学卒	2	30.0	372,315	0	372,315		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	9	31.3	379,814	106,589	273,225	同上	
大学卒	2	34.0	354,168	58,016	296,152			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	7	30.6	387,141	120,467	266,674			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	7	32.7	370,892	77,764	293,128	行政職(1) 1級、2級		
大学卒	5	32.4	369,560	95,210	274,350			
短大卒	2	33.5	374,221	34,148	340,073			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	27	37.9	417,013	91,345	325,668	同上		
大学卒	17	35.6	394,542	82,568	311,974			
短大卒	5	37.8	424,124	77,854	346,270			
高校卒	5	45.8	486,304	134,676	351,628			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	36	31.9	297,820	56,906	240,914	同上		
大学卒	16	32.5	304,832	48,442	256,390			
短大卒	6	31.5	273,307	41,028	232,279			
高校卒	14	31.4	300,311	73,383	226,928			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術係員	190	29.0	332,003	65,731	266,272	同上		
大学卒	114	29.8	342,809	64,320	278,489			
短大卒	28	27.8	309,741	64,219	245,522			
高校卒	47	27.8	320,491	70,088	250,404			
中学卒	*	*	*	*	*			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	人 2	歳 58.5	円 331,968	円 0	円 331,968	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	62.0	440,156	59,301	380,855	
	守衛	9	51.0	483,896	90,029	393,867	
	用務員	3	60.2	445,267	53,171	392,096	
教育 関係 職種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	2	63.5	917,880	0	917,880	
	大学教授	44	56.0	764,315	9,499	754,816	
	大学准教授	36	52.9	673,801	21,017	652,784	
	大学講師	36	49.9	629,731	42,325	587,405	
	大学助教	49	41.6	556,366	52,456	503,911	
	大学助手	5	41.4	434,544	0	434,544	
	高等学校校長	3	62.7	753,360	0	753,360	
	高等学校教頭	4	52.3	702,977	0	702,977	
高等学校教諭	76	40.7	505,646	0	505,646		
研究 関係 職種	研究所長	10	52.7	912,025	0	912,025	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	145	48.7	609,064	412	608,652	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	53	39.7	544,943	31,394	513,550	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	71	42.9	666,022	173,418	492,604	下記研究員より上位の者
	研究員	365	34.1	450,474	76,751	373,723	
	研究補助員	41	31.7	311,177	40,236	270,941	

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	50.0	1,664,335	0	1,664,335	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	6	56.3	1,281,600	0	1,281,600	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	23	46.9	1,120,463	94,014	1,026,449	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	48	42.7	942,600	166,427	776,173	
	歯科医師	2	32.0	505,300	17,500	487,800	
	薬局長	4	47.3	511,117	0	511,117	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	26	34.4	367,549	54,115	313,434	
	診療放射線技師	43	37.3	428,394	51,620	376,774	
	臨床検査技師	51	35.8	360,077	31,349	328,729	
	栄養士	23	33.3	307,633	23,930	283,703	
	理学療法士	32	32.3	314,481	18,609	295,871	
	作業療法士	12	29.0	282,289	14,698	267,592	
	総看護師長	5	51.4	492,200	0	492,200	部下に看護師長5人以上
	看護師長	48	42.6	444,526	47,285	397,240	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	159	29.6	335,726	69,495	266,231	
	准看護師	51	39.0	332,098	50,703	281,394	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目	初任給の改定状況			採用なし	
		採用あり				
		増額	据置き	減額		
大学卒	51.2	(40.6)	(57.9)	(1.5)	48.8	
高校卒	19.5	(31.2)	(68.8)	-	80.5	

(注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	76.6
制 度 なし	23.4

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	15,661
配偶者と子1人	22,364(6,703)
配偶者と子2人	28,455(6,091)

(参 考)

(単位:円)

市職員の 現行手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,300
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

(注)1 制度の有無は、全事業所を100とした割合である。
2 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
3 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
4 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
5 市職員においては、扶養親族でない配偶者を有する者の第1人目の子等について、500円を加算する。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所の割合
支 給	71.8
借家・借間居住者に支給	97.7
自宅居住者に支給	81.7
社宅居住者に支給	9.9
非 支 給	28.2

(注) 支給の内訳は、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(単位:円)

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目			
平均所定内給与月額	下半期(A1)	383,512	296,468
	上半期(A2)	381,816	292,951
特別給の支給額	下半期(B1)	895,325	634,752
	上半期(B2)	857,868	623,878
特別給の支給割合 (単位:月分)	下半期(B1/A1)	2.33	2.14
	上半期(B2/A2)	2.25	2.13
年 間 の 平 均		4.52月分	

(注)1 下半期とは平成18年8月から平成19年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	34.2	8.5	-	57.3
課 長 級	17.8	16.8	-	65.4

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	78.4	76.8	31.2	1.9	43.7	1.6	21.6
課長級	68.0	65.9	21.9	2.4	41.6	2.1	32.0

(注)ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における年俸制の導入状況

(単位:%)

役職段階	項目 年俸制を導入している事業所	年俸制を導入していない事業所
課長級	22.8	77.2
部長級	28.0	72.0

第20表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目 昇給制度 あり	昇給制度あり			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	85.4	28.5	87.6	44.7	14.6
課長級	77.1	13.2	79.7	48.8	22.9

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	63.4	36.6
課 長 級	51.4	48.6

第22表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	3.6
部門の整理・部門間の配転	3.9
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	4.1
転籍出向	-
一時帰休・休業	-
残業の規制	-
希望退職者の募集	3.0
正社員の解雇	-
賃金のカット	0.8
計	11.8

(注)1 平成19年1月以降の実施状況である。

2 複数回答である。

3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

第23表 民間における所定労働時間の状況

平均所定労働時間

1日単位	1週間単位
7 時間 42 分	38 時間 33 分

(注) 平均所定労働時間は、事務・管理部門の所定労働時間である。

1日の所定労働時間の分布状況

(単位：%)

8時間	7時間50分以上 8時間未満	7時間40分以上 7時間50分未満	7時間30分以上 7時間40分未満	7時間30分未満
19.5	12.6	36.8	22.3	8.8

(注) 事務・管理部門の分布状況である。

1週間の所定労働時間の分布状況

(単位：%)

40時間	39時間以上 40時間未満	38時間以上 39時間未満	37時間以上 38時間未満	37時間未満
21.0	13.3	39.2	18.0	8.5

(注) 事務・管理部門の分布状況である。

第3部 労働経済指標

第24表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成19年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,590	40,420	51,280	62,140	72,990
住居関係費	30,350	76,900	65,870	54,830	43,790
被服・履物費	7,050	10,580	11,810	13,050	14,280
雑費 I	46,200	80,140	105,670	131,180	156,690
雑費 II	11,350	28,090	29,690	31,310	32,930
計	122,540	236,130	264,320	292,510	320,680

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成19年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、人事院が示した「費目別、世帯人員別生計費換算乗数(平成19年全国)」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第25表 労働経済指標

項目				年月	単位	平成18年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	306.3	300.8	303.6	302.2
				前年同月比	%	0.7	0.8	0.9	0.4
		うち所定内給与	金額	千円	279.3	274.9	277.7	276.2	
			前年同月比	%	0.6	0.5	0.8	0.3	
		総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	157.7	148.2	159.6	155.5
	うち所定外労働時間数		時間数	時間	13.3	12.4	12.6	12.8	
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	343.4	333.4	340.2	336.3
				前年同月比	%	2.6	1.4	2.3	0.6
		うち所定内給与	金額	千円	309.5	301.3	307.5	303.2	
			前年同月比	%	2.0	1.1	1.6	0.7	
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	156.1	146.4	157.9	154.0		
うち所定外労働時間数		時間数	時間	15.3	14.2	14.4	15.3		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全国	金額	千円	313.7	292.2	281.2	292.9	
			前年同月比	%	△1.8	△1.3	△0.8	△0.3	
	川崎市	金額	千円	395.1	349.7	338.9	309.3		
		前年同月比	%	17.2	8.9	11.7	△17.6		
物価	消費者物価指数(総務省)	全国	前年同月比	%	△0.1	0.1	0.5	0.3	
		川崎市	前年同月比	%	△0.2	0.2	0.8	0.5	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	2.6	3.3	3.4	3.5	
雇用・生産	常用雇用指数(厚生労働省・調査産業計)		前年同月比	%	0.6	0.5	0.6	0.8	
	有効求人倍率(厚生労働省)		倍	1.04	1.06	1.07	1.09		
	鉱工業生産指数(経済産業省)		前年同月比	%	4.1	4.7	5.3	5.6	
	製造工業労働生産性指数(社会経済生産性本部)		前年同月比	%	3.1	2.3	3.3	3.9	

8月	9月	10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月	4月
301.1	302.2	304.5	303.6	304.1	297.3	297.9	299.3	302.8
0.5	0.6	0.7	0.0	0.1	0.8	0.3	△ 0.1	0.3
275.5	276.6	278.1	276.2	276.3	271.5	271.9	273.1	275.6
0.3	0.3	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.7	0.3	△ 0.1	0.1
151.4	153.6	155.0	156.1	154.7	144.9	151.1	154.5	158.0
12.4	12.7	13.0	13.4	13.5	12.9	13.2	13.7	14.0
332.2	336.1	341.1	337.5	340.2	330.3	329.2	335.5	338.3
△ 0.9	0.4	0.9	△ 1.5	0.4	△ 0.4	△ 0.4	0.9	1.0
301.0	302.9	307.2	300.5	302.9	302.6	299.5	304.6	307.7
△ 0.9	0.0	0.8	△ 2.0	△ 0.5	1.8	△ 0.1	1.5	1.9
146.4	150.5	154.7	155.8	154.2	141.1	146.9	152.4	154.6
13.9	15.0	15.7	16.2	16.5	13.4	13.9	14.2	13.9
291.6	272.4	295.5	284.3	342.4	297.2	270.5	313.7	316.1
△ 2.7	△ 5.7	△ 1.6	△ 0.1	△ 1.1	1.0	0.3	0.0	0.8
327.0	316.2	270.3	267.1	370.8	309.9	290.7	387.2	358.3
△ 16.1	△ 31.4	△ 21.3	△ 29.0	△ 30.6	△ 12.4	△ 12.0	9.9	△ 9.3
0.9	0.6	0.4	0.3	0.3	0.0	△ 0.2	△ 0.1	0.0
0.9	0.6	0.5	0.4	0.6	0.2	0.0	0.1	0.1
3.6	3.6	2.7	2.6	2.5	2.1	1.7	2.0	2.3
0.8	1.0	0.9	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1
1.08	1.08	1.07	1.07	1.07	1.06	1.05	1.03	1.05
6.1	5.1	7.5	5.2	5.1	4.4	3.1	2.0	2.2
4.4	2.6	4.8	3.2	3.7	2.9	3.3	2.2	2.1